

拡充

## 年収の壁対策

労働者1人につき最大75万円助成します！

キャリアアップ助成金

## 年収の壁対策の取り組みを行うことで、

**労働者**にとっては、「年収の壁」を意識せず働くことができ、社会保険に加入することで、**処遇改善につながる**！**事業主**の皆さんにおいては、**人手不足の解消**に！

・政府広報オンライン「年収の金・支援強化パッケージ」を加工して作成

## 「短時間労働者労働時間延長支援コース」を創設しました！

労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取り組みを行った事業主に助成します。

1年目の取組		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
5時間以上	—			
4時間以上5時間未満	5%以上	50万円	40万円	30万円
3時間以上4時間未満	10%以上			
2時間以上3時間未満	15%以上			

2年目の取組		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
労働時間を更に2時間以上延長	—			
—	基本給を更に5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用	25万円	20万円	15万円

複数年かけて週所定労働時間の延長等に取り組み、社会保険に加入する場合も対象

社会保険加入時点の取り組み内容（1年目）と2年目の取り組み実施後（2年目）で比較

※小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主を指します。

## 注意点

対象となる労働者は、社会保険の加入日の6か月前の日以前から継続して雇用され、社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者になります。

## 手続き

- 助成金を受けるには、事前※に**キャリアアップ計画書**を都道府県労働局へ提出してください。  
※本コースの場合、社会保険加入日の前日まで（令和7年10月1日加入の場合、同年9月30日まで）
- 取り組みを6か月間継続した後、2か月以内に支給申請してください。

ただし、現行の「社会保険適用時処遇改善コース」の計画届を提出している場合は、**本コースの計画届・変更届の提出は必要ありません**。

## 現) 社会保険適用時処遇改善コースからの切替申請が出来ます

社会保険適用時処遇改善コース（労働時間延長メニューまたは併用メニュー）の取り組みを進めていても、**本コースの要件を充足**する場合、切り替えての申請が可能です※。

令和7年7月1日

労働時間延長及び併用の取り組み

6か月継続雇用

▲ 計画届

▲ 社会保険加入および  
労働時間延長等の取り組み

▲ 支給申請

## 切替対象

社会保険適用時処遇改善コースの労働時間延長メニューまたは併用メニューを利用して  
いたが、同時に新コースの要件を満たしている場合には、**新コースでの申請が可能**！

※ただし、支給申請期間が令和7年7月1日より前（同年6月30日以前）に終了する場合は、切り替えはできません。

# 対象となる労働者をチェックしましょう！

雇用している短時間労働者の中に、新たに社会保険の被保険者の要件<sup>※1</sup>を満たす方はいますか。

はい

その労働者は、以下の①、②の両方に該当する方ですか。

① 社会保険加入日の6か月前の日以前から継続して雇用されている。

② 社会保険加入日から過去2年内に同事業所で社会保険に加入していなかった。

はい

その労働者は、社会保険加入日から2か月以内に、週所定労働時間を一定時間延長すること<sup>※2</sup>ができますか。

はい

上記の要件に満たない場合でも、その労働者は週所定労働時間を一定時間延長することなどができます。または、その労働者の社会保険加入日から最長2年間の手当<sup>※3</sup>等を支給した上で、その後の働き方について、労使で話し合いを行う予定ですか。

いいえ

はい

**短時間労働者労働時間延長支援コース**

**社会保険適用時処遇改善コースの活用が考えられます**

いいえ

**支給要件には該当しません**

※ 1 従業員51人以上の企業等では、週の所定労働時間が**20時間以上**かつ所定内賃金が**月額8.8万円以上**であること。（学生を除く）

従業員50人以下の企業等では、週の所定労働時間及び月の所定労働日数が**フルタイム従業員の3/4以上**であること。

なお、労使合意により任意に短時間労働者を適用する場合には、週の所定労働時間が**20時間以上**かつ所定内賃金が**月額8.8万円以上**の方も被保険者となります。

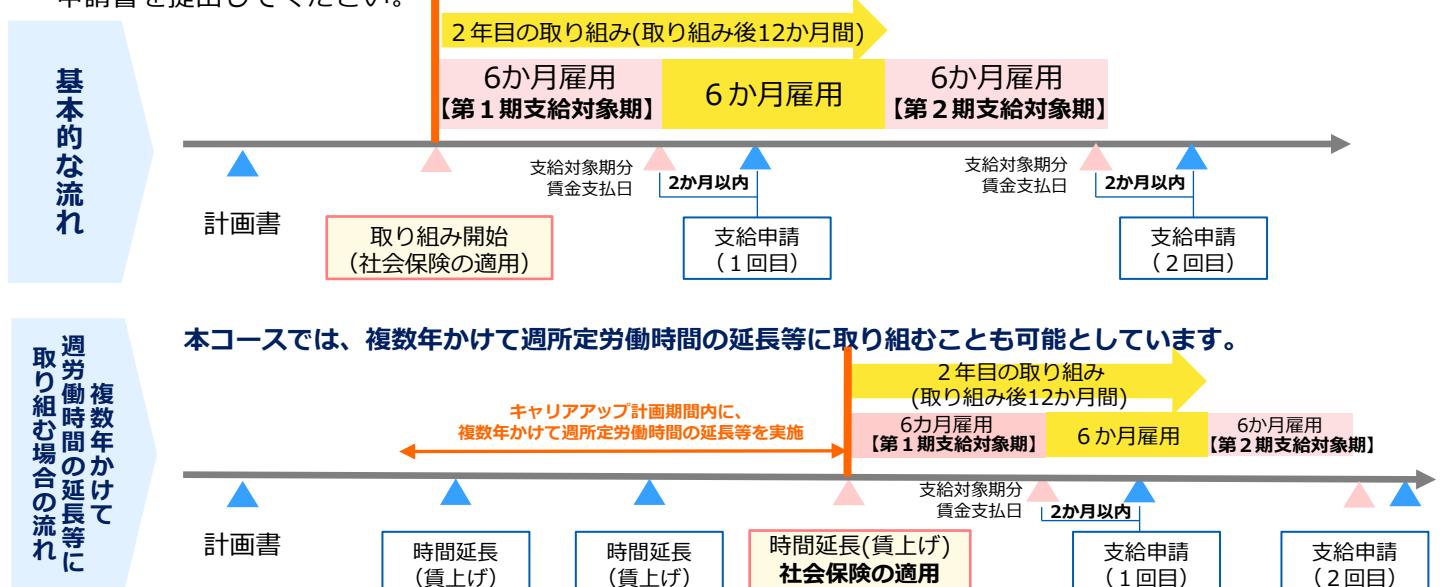
(注) 従業員数は**厚生年金の適用対象者**（フルタイム従業員、週の所定労働時間及び月の所定労働日数がフルタイム従業員の3/4以上の者）の合計です。

※ 2 表面の支給要件をご覧ください。

※ 3 **社会保険適用促進手当**（労働者が社会保険に加入するにあたり、事業主が労働者の保険料負担を軽減するために支給する手当。標準報酬月額が10.4万円以下の者に対して、事業主が支給する場合、最長2年間、社会保険適用に伴い新たに発生した本人負担分の社会保険料相当額を上限として、社会保険の標準報酬月額・標準賞与額の算定対象に含めない。）

## 申請手続き

- **コース実施の前日**までに、**キャリアアップ計画書**を作成し、管轄労働局へ提出してください。  
(現行の「社会保険適用時処遇改善コース」の計画書を提出している場合は提出の必要はありません。)
- **支給申請**は、支給対象期分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に支給申請書を提出してください。



キャリアアップ助成金の詳細については、  
山形労働局助成金センターまたは最寄りのハローワークまでお問合せください。



パンフレット、Q&Aなどはコチラからご確認いただけます →

山形労働局・ハローワーク



山形労働局 助成金ガイド